

○財務省告示第九十一号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年二月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	称國 債 の 名
	第十回	第九回	第八回	第七回	第六回	第五回	回	回	回	第二回	記 号
十億円	十億円	四十七億円	五十億円	三十四億円	五十億円	百九億円	三十億円	三十億円	四十億円	総額 額面金額の	
八十五円八十一銭	八十五円七十五銭	八十六円二十銭	八十五円八銭	八十四円三十八銭	八十四円九十三銭	八十五円二十三銭	八十九円七十三銭	八十九円六十九銭	八十九円六十銭	た額 たりの買入価格 面金額百円当	

	合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第 十 六 回	〃	第 十 四 回	第 十 三 回	〃	〃	〃	第 十二 回	第 十一 回	〃	〃
一 千 三 億 円	二 十 三 億 円	五 十 億 円	四 十 億 円	五 十 億 円	三 十九 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	二 百 億 円	十 億 円	十 億 円
	八 十 六 円 九 十 五 錢	八 十 六 円 十 四 錢	八 十 六 円	八 十 六 円	八 十 六 円 九 十 三 錢	八 十 六 円 三 錢	八 十 六 円 二 錢	八 十 五 円 九 十 八 錢	八 十 五 円 九 十七 錢	八 十 六 円 四 十五 錢	八 十 五 円 九 十四 錢